

# 菊名小学校『子ども 110 番の家』実行委員会規約

## 第 1 章 (名称)

本会の名称は、菊名小学校『子ども 110 番の家』実行委員会とする。

## 第 2 章 (目的)

実行委員会は、地域・家族・学校・警察等の行政が連携し、不審者から子どもを守ることを第一義とし、犯罪抑止や啓発効果をねらうとともに、子どもが危険を感じたら助けを求める場所を設けることにより、安全・安心できる温かい地域づくりを目的とする。

## 第 3 章 (事業)

実行委員会が行う事業は、次の通りとする。

1. 『子ども 110 番の家』設置のための企画・立案
2. 『子ども 110 番の家』の拡大
3. 情報収集や資料の作成
4. 各組織との敏速な連携対応
5. 『子ども 110 番の家』登録者との連携推進
6. その他、必要に応じた事業

## 第 4 章 (事務局)

実行委員会は、事務局を「菊名小学校 P T A」に置く。

## 第 5 章 (組織)

実行委員会は、各町内会会長及び各町内会青少年指導員、体育指導員、主任児童委員、菊名小 P T A 役員、菊名小職員、その他の関係団体等の委員で組織をする。

## 第 6 章 (役員)

(1) 実行委員会に、次の役員を置く。

1. 委員長 1 名 ( P T A 会長)
2. 副委員長 8 名 ( P T A 副会長 2 ・ 各町内会会長 6)
3. 書記 1 名 ( P T A 書記)
4. 会計 2 名 ( P T A 会計)

(2) 役員の任務は、次の通りとする。

1. 委員長は、実行委員会の代表として業務の統括をし、実行委員会を招集し議長を務める。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事情ある時その任を代行する。
3. 事務局は、事務的な業務全般を推進する。
4. 書記は、実行委員会の記録、その他の諸記録を保管する。
5. 会計は、金銭・物品等の出入りを管理する。(保険関係含む)

(3) 役員の選任は、次の通りとする。

委員長は、 P T A 会長がその任にあたり、その他の役員については委員の中から選任する。

(4) 役員の任期は、次の通りとする。

役員の任期は、単年度とするが、留任・再任は妨げない。

## 第 7 章 (委任)

この規約の施行に関し、必要な事項は委員長が決定する。

## 第 8 章 (附則)

この規約は、平成 16 年 3 月 4 日から施行する。